

個人情報の共同利用に関するプライバシーポリシー（第1.2版）

平成30年4月1日制定
令和5年9月27日改定
鈴与電力株式会社

第1章 目的

（目的）

第1条 個人情報の共同利用に関するプライバシーポリシー（以下、「本ポリシー」）は、鈴与電力株式会社（以下、「当社」）が、小売電気事業を営む上において、必要となるお客さまの設備情報、供給契約・廃止取次内容等の個人情報（以下、「個人情報」）の共同利用に関する取扱いについて、定めたものである。

第2章 適用範囲

（適用範囲）

第2条 当社のすべての従業員、役員及び派遣労働者は、本ポリシーを遵守するものとする。

第3章 情報セキュリティ対策の実施

（対策）

第3条 当社は、個人情報に係る、不正アクセス、破壊、情報漏えい、改ざんなどの事故を防止するため、物理的対策、技術的対策、運用的対策、管理的・人的対策等の適切な情報セキュリティ対策を実施するものとする。

第4章 適切な業務委託先管理の実施

（委託先の管理）

第4条 当社が業務の全部又は一部を委託する場合には、業務委託先としての的確性を十分に審査し、当社と同等のセキュリティレベルを維持するよう、契約などにより定めるものとする。

第5章 共同利用する者の範囲、共同利用の目的、及び情報項目

（共同利用の範囲）

第5条 当社は、必要に応じて以下の者との間で個人情報を共同で利用することができるものとする。

- 小売電気事業者 ※1
- 一般送配電事業者 ※2
- 電力広域的運営推進機関
- 需要抑制契約者 ※3
- 配電事業者

2 前項について、当社は共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客

さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではない。

(共同利用の目的)

第6条 第5条第2項の個人情報の共同利用の目的とは、以下の通りとする。

- 託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下、「託送供給等契約」）の締結、変更又は解約
- 小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下、「小売供給等契約」）の廃止取次 ※4
- 供給（受電）地点に関する情報の確認
- 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者及び配電事業者の業務遂行
- ネガワット取引に関する業務遂行
- 系統連系受電サービス料金（発電側課金）における算定情報の通知・請求業務

(共同利用する情報項目)

第7条 第5条及び第6条で共同利用する個人情報の項目は、以下の通りとする。

- 基本情報：氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定される調達・交付期間の開始年月および終了年月及び小売供給等契約の契約番号
- 供給（受電）地点に関する情報：
託送供給等契約を締結する一般送配電事業者及び配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法、請求金額、割引区分、契約変更有無、受電電圧
- ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

第6章 共同利用の管理責任者

(管理責任者)

第8条 個人情報の共同利用に関する管理責任者は、第7条で定める情報項目ごとに以下の通りとする。

- 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者及び配電事業者
- ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

- ※1 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください）。
- ※2 「一般送配電事業者」とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。
- ※3 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者又は送配電事業者たる電力広域的運営推進機関の会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください）。
- ※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。